

仕様書（リース、レンタル用）

総合企画局デジタル化戦略推進室

(担当 河邊、笠舞 電話 222-3257)

件 名	令和7年度パソコン等一式賃貸借（タスクフォース試行用）								
契約期間	令和8年3月1日～令和13年2月28日								
契約条件	<p>1 支払方法 年払い。ただし、端数が生じた場合は、初回支払に含めるものとする。</p> <p>(1) 令和7年度 契約金額の60分の1及び端数（円未満切り捨て）。</p> <p>(2) 令和8～12年度の各年度 契約金額の60分の12（円未満切り捨て）。</p> <p>(3) 令和13年度 契約金額の60分の11（円未満切り捨て）。</p> <p>2 期間満了後の物件の取扱い 業者引取り・本市無償譲受け</p> <p>3 リース対象機器</p> <table><tr><td>モバイルノートパソコン</td><td>80台</td></tr><tr><td>4ポートUSBハブ</td><td>80台</td></tr><tr><td>ドキュメントハンドリング・ソフトウェア</td><td>80ライセンス</td></tr><tr><td>端末展開用ソフトウェア</td><td>80ライセンス</td></tr></table> <p>※リース対象機器の仕様等は、別紙1、別紙2、別紙3及び別紙4のとおり。</p> <p>4 保守管理 含む・含まない (含む場合はその内容)</p> <p>5 納品条件</p> <p>(1) 納品場所 以下のとおり。 〒604-0931 京都市中京区押小路通河原町西入榎木町450の2 総合企画局デジタル化戦略推進室執務室</p> <p>(2) 設置、設定等 設置に関する作業の詳細については、以下のとおりとする。</p> <p>ア 落札後 速やかにリース対象機器（付属機器類含む。）のモバイルノートパソコン80台及びモバイルノートパソコン全台のMACアドレス（EXCEL形式のデータ）を納品すること。</p> <p>イ 設置前に必要な作業 以下の作業は、全てのリース対象機器に対して行うこと。</p> <p>(ア) 本市が提供する「インターネット接続パソコン用リカバリメディア」及び手順書により、OSのリカバリ、本市指定ソフトウェアのインストールを行うこと。</p>	モバイルノートパソコン	80台	4ポートUSBハブ	80台	ドキュメントハンドリング・ソフトウェア	80ライセンス	端末展開用ソフトウェア	80ライセンス
モバイルノートパソコン	80台								
4ポートUSBハブ	80台								
ドキュメントハンドリング・ソフトウェア	80ライセンス								
端末展開用ソフトウェア	80ライセンス								

(イ) 本市が指定する管理番号及び本市市章を記載したラベル（ラベルのフォーマットは、本市が作成した Microsoft Word 形式のファイルを電子データにて提供する。）を、リース対象機器のモバイルノートパソコン本体及び AC アダプタ（電源コードも含む。）に貼り付け、透明の保護シールをラベルの上から貼付すること。その他のラベルの仕様は任意とするが、ラベルの調達及び印刷は受注者が行うこと。

(ウ) 本市が指定する無線 LAN 切断方法シール（シールのフォーマットについては、大きさや記載内容等の情報を本市から提供する。）を、リース対象機器のモバイルノートパソコン本体に貼付すること。貼付場所は、本市と協議を行い決定すること。シールの調達及び印刷は受注者が行うこと。

(エ) KMS ライセンス認証が必要な場合は受注者において対応すること。KMS サーバは本市で用意する。

(オ) リース対象機器の BIOS は、契約日時点において最新のバージョンにした状態で納品すること。

(カ) 本市の指示するとおりにコンピュータ名を設定すること。

(キ) 契約開始日までは必要に応じて受注者の管理する倉庫に保管すること。

ウ 設置等

(ア) 設定作業は、本市が提供する手順書に基づき、パソコンのドメイン参加作業、本市ネットワークへの接続確認等を行うこと。ただし、無線 LAN の接続確認は不要とする。

なお、ドメインコントローラを運用管理する本市ヘルプデスクと調整が必要な場合は、ヘルプデスク運用時間である本市開庁日午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分に行うこと。ドメイン参加作業等に利用する作業場所は本市から提供する。

(イ) 本市が提供するパソコン設定手順書、注意事項をコピー（モノクロ可）し、納品時にリース対象機器 1 台につき 1 部ずつ配布すること。

(ウ) 設定作業の終了後、全てのモバイルノートパソコンに初期不良がないことを確認すること。

(エ) 上記の確認にもかかわらず、本市が使用して初めて不良品であることが発覚した場合は、速やかに機器の交換を行うこと。やむを得ない事情により、交換までに 1 週間以上の期間を要する場合は、事前に本市と協議し、許可を得ること。

(オ) 搬入に伴う廃棄物（梱包材や不要な箱等）の処分は受注者で適切に実施すること。

エ 設置完了後

(ア) OS を含む全てのソフトウェアについて、付属 DVD-ROM 及びライセンス証書を、全て総合企画局デジタル化戦略推進室に提出すること。

(イ) 機器管理上必要とする情報（納品日、機種名、管理番号、シリアル番号、BIOS バージョン、MAC アドレス）について、その最終版を EXCEL 形式のデータで提出すること。

(3) 納期

契約開始日までに使用できるよう設定したうえで、全ての機器の納品を完了させること。

なお、詳細なスケジュールは、本市と協議のうえ決定すること。

(4) その他

ア モバイルノートパソコン、周辺機器、マニュアル等の納品物については、電子データでその明細を提出すること。

イ 設置、輸送（パソコンの引取りを含む。）、動作確認に必要となる費用については、全て受注者が負担すること。

ウ 全ての機器について、補修用性能部品（本製品の機能を維持するために必要な部品）を本体の納品後5年間供給できること。

エ 機器の導入前に、全体スケジュール、緊急連絡先を含めた作業連絡体制図を提示すること。

6 その他

本契約の締結に際し、本市のセキュリティ対策基準のほか、以下を遵守すること。

(1) 履行計画

受注者は、本契約の履行に着手する前に、日程及び履行方法について本市に届け出て、その承認を得なければならない。本契約の内容が変更された場合又は日程若しくは履行方法を変更しようとする場合も同様とする。

(2) 秘密の保持

受注者は、本契約の履行中及び履行後又はこの契約が解除された後においても、本契約の処理上知り得た情報（個人情報を含む。）及び秘密を他人に漏らしてはならない。

(3) 目的外使用の禁止

受注者は、契約目的物、本契約の履行に関し作成された磁気ディスクその他の記録媒体に記録された情報（本市が提供した情報を含む。以下「データ」という。）を本契約の履行以外の用途に使用してはならない。

(4) 複写、複製及び第三者提供の禁止

受注者は、契約目的物及びデータを複写し、若しくは複製し、又は第三者に提供してはならない。ただし、本市の書面による同意を得た場合は、この限りでない。

(5) 再委託等の禁止

ア 受注者は、本市の書面による承認を得なければ、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に承継させてはならない。

イ 受注者は、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に承継させるときは、その者の商号又は名称、委託を行う業務の内容及び理由を付して、あらかじめ本市の承認を得なければならない。

(6) データ等の適正な管理

ア 受注者は、データ、本市に提出する書類、その他本契約の履行に必要となる書類（以下「関連書類」という。）の管理に当たっては、漏えい、滅失、毀損、紛失、改ざん及び盗難等を防止するなど、その適正な運営に努めなければならない。

イ 受注者は、リース対象機器について、受注者が許可していない者がこれを操作すること及びこれに記録されているデータを閲覧することができないよう、必要な措置を講じなければならない。

ウ 受注者は、データ及び関連書類の輸送、搬入出を自ら行うこととし、第三者に行わせてはならない。ただし、本市の書面による同意を得た場合は、この限りではない。

エ 本市は、データ及び関連書類について、漏えい、滅失、毀損、紛失、改ざん及び盗難による被害が生じた場合は、契約を解除することができる。

オ 受注者は、データ及び関連書類の全部又は一部を、漏えい、滅失、毀損、紛失及び改ざんし、又は盜難等に遭ったときは、本市の指定するところにより代品を納め損害（第三者に及ぼした損害を含む。）を賠償し、又は原状に復し損害（第三者に及ぼした損害を含む。）を賠償しなければならない。

カ 本契約を履行するため、リース対象機器の記録媒体の交換が必要となる場合は、受注者は、交換により不要となった記録媒体について、記録されているデータを消去するなど、復元不可能な状態にしなければならない。

(7) データ等の廃棄

ア 受注者は、本契約の内容が変更されたとき又は本契約が解除されたときは、本市の指示に従って、データ及び関連書類を廃棄又は本市に返還しなければならない。

イ 受注者は、本契約の履行に伴い生ずる磁気テープ、磁気ディスクその他の記録媒体に記録された情報について、本契約の履行後、直ちに廃棄しなければならない。ただし、本市の指示がある場合はこの限りでない。

ウ 受注者は、ア及びイに定めるデータ及び関連書類等の廃棄について、当該データ等が第三者の利用に供されることのないように、焼却、シュレッダー等による裁断、消去等の方法により行わなければならない。

(8) 監督

本市は、必要があると認める場合は、データ、関連書類の管理状況及び本契約の履行状況について、いつでも受注者に対して報告を求め、受注者の電子計算機室等に立ち入って検査し、又は必要な指示等を行うことができるものとする。

(9) 事故の発生の通知

受注者は、当該契約目的物、データ及び関連書類に、漏えい、滅失、毀損、紛失、改ざん及び盜難等の事故が生じたときは、直ちに本市に通知するとともに、その指示に従い、遅滞なく書面で報告しなければならない。

(10) 契約不適合責任

ア 本市は、引渡しを受けたリース対象機器が種類、品質又は数量に関して契約の目的に適合しないものであるとき（その引渡しを要しない場合にあっては、この契約に付随する業務が終了した時に当該業務の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき）は、受注者に対してその不適合（以下、「契約不適合」という。）の修正等の履行の追完（以下、「追完」という。）を請求することができ、受注者は、当該追完を行うものとする。ただし、本市に不相当な負担を課するものではないときは、受注者は本市が請求した方法と異なる方法による追完を行うことができる。

イ 本市は、契約不適合により損害を被った場合、受注者に対して損害賠償を請求することができる。

ウ 本市は、契約不適合について、追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又は追完の見込みがない場合で、契約不適合により契約の目的を達することができないときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

エ 受注者がアからウまでに定める責任を負うのは、令和8年3月1日から2年内に本市から契約不適合を通知された場合に限るものとする。

オ アからウまでの規定は、契約不適合が本市の提供した資料等又は本市の与えた

指示によって生じたときは適用しない。ただし、受注者がその資料等又は指示が不適当であることを知りながら告げなかつたときは、この限りでない。

7 予算が減額されたときの措置

この契約は、「長期継続契約」とする。

- (1) 本市は、翌年度以降において当該賃貸借料に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。
- (2) (1) の規定により本市がこの契約を解除した場合において、この契約の賃貸借の対象となった物件に係る受注者（複数の事業者で構成する連合体が委託業務を履行する場合にあっては、当該連合体の全ての構成員をいう。）の取得費用及び付随費用の合計額が、既に本市が受注者に対して支払った賃貸借料を上回っていても、受注者は、その差額を本市に請求することはできない。
- (3) 受注者は、(2) に定めるもののほか、(1) の規定により本市がこの契約を解除したために生じた損害の賠償について、本市に請求することはできない。

【別紙1】機器明細（モバイルノートパソコン）

納入するノートパソコンは、以下の仕様を満たし、全て同一機種とすること。

項目番号	概要	仕様
1	型式	PC/AT 互換機
2	OS	Microsoft Windows 11 Pro 64bit (日本語版) <※1>
3	CPU	Intel Core i5-1345U プロセッサ以上<※2>
4	メモリ	32GB 以上
5	内蔵ストレージ	SSD 256GB 以上 (PCIe、NVMe 対応)
6	ディスプレイ	タッチパネル付き 13.3 型 FHD 高輝度・高色純度・広視野角 (IGZO・ノングレア) <※3>
7	ネットワークカード <※4>	有線 LAN 1000Base-T/100Base-TX/10Base-T (自動認識) 内蔵型<※5> 無線 LAN Wi-Fi 6E (IEEE802.11ax) (2.4Gbps) 対応 + IEEE802.11ac/a/b/g/n 準拠 内蔵型
8	光学ドライブ	最大 8 倍速以上の外付け DVD-ROM ドライブが使用可能のこと。
9	キーボード	86 キー (JIS 配列準拠)、キーピッチ 19mm、キーストローク 1.5mm 以上
10	音源	インテル ハイ・デフィニション・オーディオ準拠、ステレオスピーカー
11	内蔵カメラ(フロント/リア)	有効画素数 約 200 万画素 (顔認証付き/デュアルマイク付) / 有効画素数 約 800 万画素
12	インターフェース	USB3.2 (Gen1) Type-A コネクタ×1、 USB 4 Type-C コネクタ (電源コネクタ) ×2 (PD 対応、外部ディスプレイ出力対応)、マイク入力/ヘッドホン出力端子×1、HDMI 出力端子×1
13	電源	AC アダプタ及び内蔵バッテリ (コンセントに接続しなくても JEITA3.0 準拠し、動画再生時 8.5 時間以上、アイドル時 24 時間以上動作すること。また、PC 起動時で AC アダプタ使用中にバッテリの充電が可能なこと。)
14	外形寸法	304mm (幅) × 198mm (奥行) × 18mm (高さ) 以内 (突起部を含まず。)
15	重量	本体の重さ 1000g 未満 (バッテリー搭載時)
16	周辺機器	光センサー式スクロールマウス (ただし、OS 標準ドライバで動作すること。)、 ペンデバイス (静電式にて動作すること。) <※6>、AC アダプタ (電源コードを含む。)
17	環境配慮	「グリーン購入法」「PC グリーンラベル (Ver. 14)」「J-Moss グリーンマーク」に適合していること。省電力設定を切り替え可能であること。
18	省エネ配慮	「国際エネルギーestarプログラム基準」に適合していること。

※1 Windows 11 Pro を利用する場合に必要なドライバ等を無償で提供すること。また、Microsoft が管理しない不正な CA ルート証明書がインストールされていないこと。Windows Hello 対応の指紋認証機能を搭載し、指紋センサーは本体に一体化され、OS 標準の認証機能と連携可能であること。

※2 客観的に同等以上と認められるスペックであれば可とする。また、BitLocker によるディスク暗号化を効率良く実施するためのセキュリティチップ (TPM) が搭載されていること。

※3 ディスプレイ部が 360 度回転し、タブレット形状に対応すること。デタッチャブル型は不可とする。

※4 有線と無線の両機能を有し、キーボードの複数キーを同時に押下し、無線機能を強制的に停止させることができること。なお、職員が迅速に本操作を行えるよう、操作説明文をシール等で端末本体に貼付すること。

※5 有線 LAN コネクタが装備されていない場合は、USB-LAN 変換アダプタ等を提供し、有線接続を可能とすること。また、互換性などを考慮し、USB-LAN 変換アダプタ等はモバイルノートパソコンと同一メーカーとする。USB-LAN 変換アダプタ等とモバイルノートパソコンは MAC アドレスパススルー方式に対応すること。

※6 保守性を考慮し、ペンデバイスはモバイルノートパソコンと同一メーカーとする。

【別紙2】機器明細（4ポートUSBハブ）

納入する4ポートUSBハブは、以下の仕様を満たし、全て同一機種とすること。

項目番号	概要	仕様
1	インターフェース	USB3.0以上
2	コネクタ形状	パソコン側(アップストリームポート) USB Type-C USB機器側(ダウンストリームポート) USB Aポート×2、USB Cポート×2
3	対応OS	Windows 11/10
4	電源方式	バスパワー/セルフパワー共用
5	外形寸法	約幅75×奥行42×高さ14mm程度(ケーブルを除く)

【別紙3】ドキュメントハンドリング・ソフトウェア仕様

以下の仕様を満たすソフトウェアのライセンスを納入すること。

なお、本ソフトウェアは、本調達におけるリース対象機器のみで利用するため80台分を納入することとし、ライセンスは有効期限のない永久ライセンスとすること。

文書の取り込み・表示	<ol style="list-style-type: none">1 複合機等のスキャナー機器で読み取った紙文書を電子文書として容易に取り込む機能を有していること。2 アプリケーションソフト(Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint、ジャストシステム一太郎、電子メールソフト等)を利用して作成された個々の電子文書を、同一形式の専用電子文書フォーマットに変換できること。3 変換の際には、Microsoft Office連携(ワンタッチボタン変換)、ドラッグ&ドロップ、仮想プリンタ機能などが利用可能のこと。4 ドラッグ&ドロップで変換すると同時に、変換対象のアプリケーションソフトのオリジナル文書の添付が可能なこととし、その都度、「オリジナル文書を添付する」又は「オリジナル文書を添付しない」がポップアップ表示等で容易に選択できること。5 変換された複数文書を一覧表示できる機能を有していること。また一覧する各文書の表示位置はマウス操作で任意の場所に自由配列できること。6 文書の拡大・縮小表示、上下左右のスクロール、文書の縦横回転、全画面表示が可能なこと。文書の縦横回転については左右90度、180度を有すること。7 ページめくりは、ボタン操作(最初のページ/前のページ/次のページ/最後のページ)、ページ指定、付箋の操作、ページ一部をクリックするなどの各種方法でユーザが簡易に操作可能なこと。8 TIFF、JPEG、BMP等の画像ファイルが縮小表示(サムネイル表示され、容易にファイルの判別が可能な機能を有していること。9 無償Viewer及び無償Web版Viewerが提供されるとともに、Viewer付き自己解凍文書作成機能があること。
------------	---

文書の編集・加工	<p>1 スキャナー装置等で読み込んだ文書とアプリケーションソフトから変換した文書を1つに束ねる、ばらす、ページ順の変更、ページ追加、ページ取り出しが出来ること。またこれらの操作を縮小表示（サムネイル表示）された文書で確認しながら、マウス操作で簡易に行えること。</p> <p>2 マウス操作で、選択した文書をドラッグ＆ドロップし任意の文書に重ねることで1つの文書に束ねることが出来ること。ドラッグした文書は、ドロップした文書の縮小表示（サムネイル表示）画面の前にページ挿入されること。</p> <p>3 複数の文書をそれぞれの独立した文書単位のまま保管可能なバインダー機能を有すること。バインダーへの保管、取り出しはマウス操作で簡易に行えること。</p> <p>4 文書に対し、テキスト・マーカー・矢印・スタンプ・デート印などの注釈（アノテーション）を貼り付ける機能を有していること。またこれらの注釈はワンタッチで表示、非表示の切り替えが出来ること。</p> <p>5 複数ページの文書に対し、付箋の貼り付け機能を有していること。付箋は文書の表示時に上下左右任意の場所にはみ出し表示され、閲覧者が付箋をクリックすることで付箋の貼り付けられたページに表示が切り替わること。また付箋の上に任意のテキスト（文字）が書き込み可能のこと。</p> <p>6 部分指定も可能な文字認識（OCR）機能を有し、スキャナー等で読み込んだイメージデータ上の文字、数字などのテキスト抽出が可能のこと。またOCR認識された文字、数字などの編集が可能のこと。</p> <p>7 文字認識（OCR）された文字、数字などを対象に全文検索できる機能を有していること。</p> <p>8 スキャンしたイメージデータの傾き補正、ノイズ除去などが出来ること。</p>
展開・保存・その他	<p>1 任意の文書を選択し、TIFF、JPEG、BMP、PDF等のイメージファイルへ変換可能のこと。</p> <p>2 PDF変換プラグイン機能を有し、ワンボタンでPDF変換が可能のこと。</p> <p>3 128bit以上のパスワードにより、作成された文書の閲覧、編集、印刷、転記などの操作制限が設定可能のこと。また電子印鑑、電子証明書などでもセキュリティ設定などが可能のこと。</p> <p>4 動作環境について、対応OSは、Windows 10 日本語版であること。また最低512MB以上のメモリで動作し、ディスプレイは1,270×768ピクセル以上、フルカラー以上で対応可能のこと。</p> <p>5 過去に作成したDocuWorks文書の閲覧及び編集が可能のこと。</p>

【別紙4】端末展開用ソフトウェア仕様

以下の仕様を満たすソフトウェアのライセンスを納入すること。

なお、本ソフトウェアは、本調達におけるリース対象機器のみで利用するため80台分を納入することとし、リース期間の1年目は新規ライセンス、2年目以降（リース期間満了まで）はサポート保守を継続するための更新ライセンスとすること。

基本要件	<ol style="list-style-type: none">マスターとなるコンピュータのディスク内容を同じ構成で作成することができるデプロイ機能を有すること。Windows 10 及び Windows 11 に対応すること。32 ビット UEFI 及び 64 ビット UEFI に対応すること。異なるハードウェア（コンピュータ）に対してイメージを展開可能なこと。コンピュータ名、IP アドレス等を複数の PC に一括設定が可能であること。ネットワーク（PXE）ブートで起動ディスクが不要なこと。
マスターイメージ取得機能	<ol style="list-style-type: none">コンピュータのハードディスクのイメージをネットワークフォルダ、取り外し可能メディア（USB ドライブなど）、またはリムーバブルメディア（DVD など）に保存できること。
マスターイメージ復元機能	<ol style="list-style-type: none">ネットワーク上に存在するコンピュータに対して、サーバ機能を使用して、イメージの復元を行えること。ネットワーク上で復元準備が完了したコンピュータについて、予め設定した数に達した際に、自動的に復元が開始される機能を有すること。ネットワーク上のコンピュータに対して、BIOS Wake-on-LAN 機能を利用して、MAC アドレスを持つ特定のコンピュータの電源を ON した上でイメージの復元が可能であること。スタンドアロン環境のコンピュータに対して、GUI を使用したイメージの復元が可能であること。イメージの復元時にディスク全体ではなく、パーティションスキームが同じであれば、必要に応じてシステムボリュームのみ、データのみのイメージの復元が可能であることサーバ機能を使用したイメージ復元について、ユニキャストおよびマルチキャストの転送モードが選択可能であること。
WinPE ブータブルメディア作成機能	<ol style="list-style-type: none">Windows プレインストール環境（WinPE）に基づく、ブータブルメディアの作成が可能であること。当該ソフトウェアを WinPE のイメージに追加する機能を有すること。
その他	<ol style="list-style-type: none">導入後 5 年間のメーカー問合せが可能なメンテナンス契約を付けること。特定のコンピュータに対して無制限の実行が行えること。